

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 地位協定特例法関係</p> <p>（合衆国軍隊への引渡し等の証明）</p> <p>8-1 令第 4 条第 2 項の規定による証明書の提出については、前記 6-3（関税免除物品の輸入手続）の(2)の「軍納物品輸出入申告書」（輸入許可書として交付したもの）の裏面の第三部に合衆国軍隊の権限ある官憲による証明を受けたものを提出させる。</p> <p>（輸入とみなされる譲受）</p> <p>12-1 法第 12 条第 1 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 同項の規定により輸入とみなされる譲受は、免税特権者からの譲受（第 1 次譲受）に限られ、第 2 次以降の譲受は、含まれない。</p> <p>また、合衆国軍隊等による公売物品を落札して落札代金を支払った後、落札者が当該貨物の一部について落札者としての権利を放棄する場合には、当該放棄貨物については、譲受がないものとして取り扱う。</p> <p>(2)～(8) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 自家用自動車特例法関係</p> <p>（「国際団体に加盟している団体」等）</p> <p>6-2 条約第 6 条第 2 項に規定する「国際団体に加盟している団体」、「国際団体」及び「対応する団体」とは、我が国の場合は、それぞれ次の団体である。</p> <p>なお、(1)に掲げる団体は、法第 7 条第 1 項の規定により<u>財務大臣</u>の認可を受けている。</p> <p>(1) 国際団体に加盟している団体 <u>一般社団法人日本自動車連盟</u>（JAF：Japan Automobile Federation）</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 地位協定特例法関係</p> <p>（合衆国軍隊への引渡し等の証明）</p> <p>8-1 令第 4 条第 2 項<u>《合衆国軍隊への引渡し証明書の提出先》</u>の規定による証明書の提出については、前記 6-3（関税免除物品の輸入手続）の(2)の「軍納物品輸出入申告書」（輸入許可書として交付したもの）の裏面の第三部に合衆国軍隊の権限ある官憲による証明を受けたものを提出させる。</p> <p>（輸入とみなされる譲受）</p> <p>12-1 法第 12 条第 1 項<u>《免税物品の譲受の際の関税の徴収等》</u>の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 同項の規定により輸入とみなされる譲受は、免税特権者からの譲受（第 1 次譲受）に限られ、第 2 次以降の譲受は、含まれない。</p> <p>また、合衆国軍隊等による公売物品を落札して落札代金を支払った後、落札者が当該貨物の一部について落札者としての権利を放棄する場合には、当該放棄貨物については、譲受がないものとして取り扱う。</p> <p>(2)～(8) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 自家用自動車特例法関係</p> <p>（「国際団体に加盟している団体」等）</p> <p>6-2 条約第 6 条第 2 項に規定する「国際団体に加盟している団体」、「国際団体」及び「対応する団体」とは、我が国の場合は、それぞれ次の団体である。</p> <p>なお、(1)に掲げる団体は、法第 7 条第 1 項<u>《保証団体の認可》</u>の規定により<u>大蔵大臣</u>の認可を受けている。</p> <p>(1) 国際団体に加盟している団体 <u>社団法人日本自動車連盟</u>（JAF：Japan Automobile Federation）</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第 5 章 ATA 条約特例法関係		第 5 章 ATA 条約特例法関係	
<p>（一時輸入の許可の際の取扱い）</p> <p>3-4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 提出された通関手帳の輸入証書及び輸入控えの処理は次による。</p> <p>イ 輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本兼保証書として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。</p>		<p>（一時輸入の許可の際の取扱い）</p> <p>3-4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 提出された通関手帳の輸入証書及び輸入控えの処理は次による。</p> <p>イ 輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本兼保証書として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。</p>	
輸入証書の欄	処 理	輸入証書の欄	処 理
「H（輸入通関）の b）」 （再輸出期限等）の欄	当該欄の文中「税関への提示」を抹消し、記入欄に法第 4 条の規定による再輸出期間（同条ただし書の規定により税関長の承認を受けた場合には、税関が指定する期間）の終期日を記入する。	「H（輸入通関）の b）」 （再輸出期限等）の欄	当該欄の文中「税関への提示」を抹消し、記入欄に法第 4 条 <u>「再輸出期間」</u> の規定による再輸出期間（同条ただし書の規定により税関長の承認を受けた場合には、税関が指定する期間）の終期日を記入する。
「H（輸入通関）の c）」 （整理番号）の欄	当該通関手帳による輸入の許可税関官署における記録番号（通関手帳による輸入の許可の一連番号）を記入する。	「H（輸入通関）の c）」 （整理番号）の欄	当該通関手帳による輸入の許可税関官署における記録番号（通関手帳による輸入の許可の一連番号）を記入する。
「H（輸入通関）」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署及びその所在地を、「日付」欄には、輸入許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸入許可担当職員が署名を行い、税関の証印（税関様式 D-1000 号に定める印影のもの。以下本章において同じ。）を押なつする。	「H（輸入通関）」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署及びその所在地を、「日付」欄には、輸入許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸入許可担当職員が署名を行い、税関の証印（税関様式 D-1000 号に定める印影のもの。以下本章において同じ。）を押なつする。
ロ （省略）		ロ （同左）	
(2) （省略）		(2) （同左）	
<p>（再輸出義務不履行等の場合の輸入税の徴収）</p> <p>6-3 通関手帳により輸入した物品について定率法第 17 条第 4 項（輸徴法第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合、</p>		<p>（再輸出義務不履行等の場合の輸入税の徴収）</p> <p>6-3 通関手帳により輸入した物品について定率法第 17 条 4 項（輸徴法第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合、又</p>	

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は通関手帳による保税運送を行った物品について関税法第65条第1項、輸徴法第11条第3項若しくは地方税法第72条の103第1項の規定の適用がある場合における保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者からの輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>（「他の適正な責任解除の証拠」の範囲）</p> <p>7-1 条約第7条第1項に規定する「他の適正な責任解除の証拠」とは、保証団体が通関手帳に関して<u>負っている</u>輸入税の納税責任が正当に解除されていることを示す証拠のうち、<u>条約第8条第1項又は第2項の規定によって提出される再輸出の証拠以外の証拠をいい、具体的には、次に掲げるようなものが、これに該当する。</u></p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 定率法施行令第38条で準用する同令第11条第2項の規定により提出した「<u>減却（廃棄）承認申請書</u>」（C-3170）で、同基本通達17-3の(4)による税関の承認印（<u>C-5006</u>）のあるもの</p> <p>(3)~(5) （省略）</p> <p>（一時免税輸入物品の用途外使用及び亡失等の場合の処理）</p> <p>8-3 一時免税輸入物品について定率法施行令第37条第1項又は同令第38条において準用する同令第11条第1項若しくは第2項の規定により税関長に提出する「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T-1290）、「外国貨物等亡失届」（T-1350）又は「<u>減却（廃棄）承認申請書</u>」（C-3170）には、当該一時免税物品に係る通関手帳を添付させるものとし、当該用途外使用届の受理をし、当該亡失届に係る亡失の事実を確認し、又は当該申請書に係る減却の承認をしたときは、当該受理、確認又は承認した税関において、当該通関手帳の再輸出證書の税関記入欄<u>H.c)</u>に、当該用途外使用届、亡失届又は申請書の番号、用途外使用届の受理をし、亡失届の確認をし、又は減却の承認をした物品に係る通関手帳の総合物品表の品目番号、品名、数量及び価額を記入し、税関の証印を押なつて当該通関手帳を返還する。</p>	<p>は通関手帳による保税運送を行った物品について関税法第65条第1項、輸徴法第11条第3項若しくは地方税法第72条の103第1項の規定の適用がある場合における保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者からの輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>（「他の適正な責任解除の証拠」の範囲）</p> <p>7-1 条約第7条第1項に規定する「他の適正な責任解除の証拠」とは、保証団体が通関手帳に関して<u>負っている</u>輸入税の納税責任が正当に解除されていることを示す証拠のうち、<u>条約第8条第1項又は第2項《再輸出の証拠》の規定によつて提出される再輸出の証拠以外の証拠をいい、具体的には、次に掲げるようなものが、これに該当する。</u></p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 定率法施行令第38条で準用する同令第11条第2項の規定により提出した「<u>減却（廃棄）承認申請書</u>」（C-3170）で、同基本通達17-3の(4)による税関の承認印のあるもの</p> <p>(3)~(5) （同左）</p> <p>（一時免税輸入物品の用途外使用及び亡失等の場合の処理）</p> <p>8-3 一時免税輸入物品について定率法施行令第37条第1項又は同令第38条において準用する同令第11条第1項若しくは第2項の規定により税関長に提出する「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T-1290）、「外国貨物等亡失届」（T-1350）又は「<u>減却（廃棄）承認申請書</u>」（C-3170）には、当該一時免税物品に係る通関手帳を添付させるものとし、当該用途使用届の受理をし、当該亡失届に係る亡失の事実を確認し、又は当該申請書に係る減却の承認をしたときは、当該受理、確認又は承認した税関において、当該通関手帳の再輸出證書の<u>(D)</u>税関記入欄に、当該用途外使用届、亡失届又は申請書の番号、用途外使用届の受理をし、亡失届の確認をし、又は減却の承認をした物品に係る通関手帳の総合物品表の品目番号、品名、数量及び価額を記入し、税関の証印を押なつて当該通関手帳を返還する。</p>